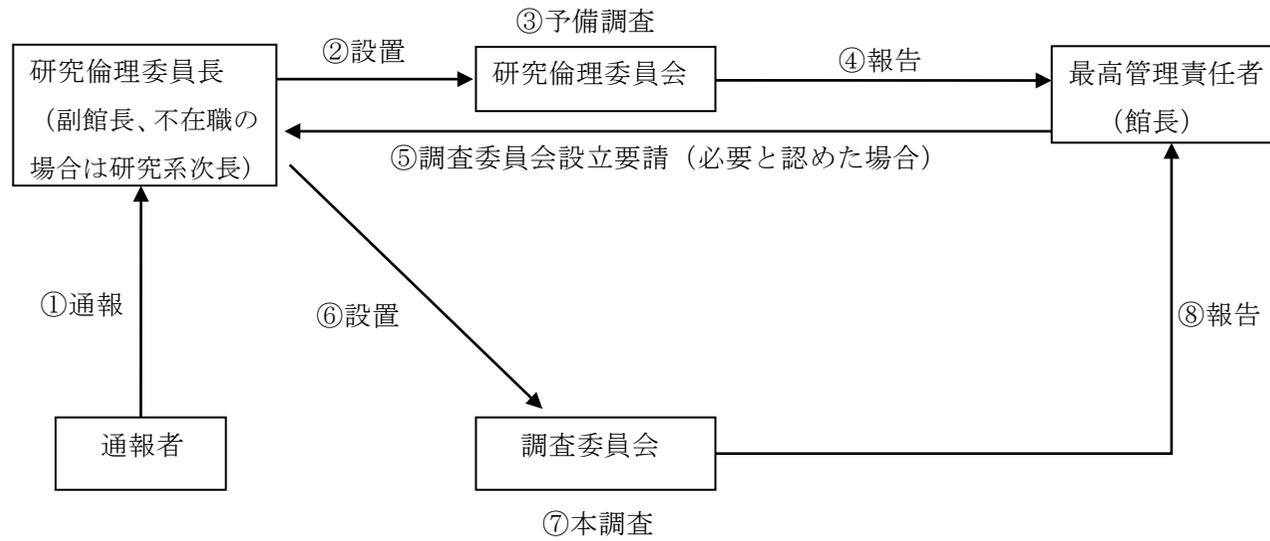


1 通報窓口からの流れ



- ※ 県公益通報相談員に通報された場合は、県から館に調査依頼があり、研究倫理委員長が対応する。
- ※ 予備調査の結果、最高管理責任者が本調査を必要と認めた場合に調査委員会による本調査が行われる。